

(8) 学校選択制の見直し<3>

東京都江東区

1 地域の概要～水彩都市・江東～

江東区は、東京23区の東部に位置し、東京湾に面し、隅田川と荒川に囲まれ、運河が縦横に流れており、水辺と緑豊かなまちである。深川地区・城東地区・臨海部地区の3つの顔を併せ持ち、近年は毎年約1万人のペースで人口が増加している。

平成21年5月1日現在で、小学校43校、児童数19,171人、中学校22校、生徒数6,836人である。



2 学校選択制見直しの概要

(1) 見直しの経緯・趣旨

学校選択制は、導入当初から、教育長や小学校・中学校の校長会の代表等で構成する学校選択制度検討委員会において、課題や次年度の取り扱いについて検討を行っている。学校選択制が平成14年度新1年生から導入され7年が経過し、小学校では全学年、中学校では全学年が2回入れ替わっているため、平成20年度の検討委員会では、前年に引き続き保護者等へのアンケートの実施や新たに小規模校等の学校長との意見交換などを行い、制度の実態や基本的な項目についての見直しを行った。

(2) 見直し内容の要点

過去に実施してきた学校選択制度の実績等を踏まえ、地域との関係や学校間の人数の差などの課題を解消するため、下記の点について運用の一部の見直しを行った（平成21年度より実施）。

① 地域との関わりを重視し、就学指定校への入学を原則とする。

まずは通学区域の就学指定校をよく見聴きし、地域との関わりを理解したうえで、学校の選択を行ってほしいという趣旨から「指定校への入学を原則」とした。

② 通学区域は残したままで、中学校に関しては区内全域から選択可能とし、小学校に関しては原則として児童（新1年生）が徒歩で通学できる学校までを選択範囲とする。

従前は「自転車通学は禁止。通学は、徒歩または電車、バスの利用」としていたが、学校選択の制度では「小学校は原則として徒歩で通える学校までを選択範囲内」とし、電車、バス通学が必要な場合については「指定校変更」により対応することとした。

③ 学校選択希望票締切後に第一次の結果の公表を行い、希望校を1回に限り変更可能とし、変更期間終了後の希望校の変更はできないこととする。

従前は、学校選択による希望校への補欠登録者が辞退した場合には、就学指定校

変更により、他の学校に入学することができた。その場合、学校選択制の中に「就学指定校変更」を内包するようになるため、抽選を行う前に希望校を変更できるようにした。

- ④ 学級数は、小規模校の出現という実態があるため、当初定めた学級数を希望状況等により増やすことはしないこととする。

従前の方法は、学校選択終了後に私立中学校入学などによって学級が減少する（毎年江東区内で400名近くが私立中学校へ進学する実態がある）など、学級編制に支障をきたすこともあったため、通学区域内の児童生徒数の増加に伴う学級数の増を除き、受入れ学級数の増加は行わないこととした。

- ⑤ 学級編制、教員配置の観点から補欠登録期限を2月20日までとする。

私立中学校入学の情報などを得ることにより、従前の2月末としていた補欠登録期間を10日ほど早め、学級編制の確定、教員の配置、補欠登録者の入学校が早期に決定するようになった。

- ⑥ 補欠登録者は、補欠登録の繰り上げ期限までに入学が決定しない場合は指定校に入学するものとする。

学校選択希望の変更期間を設けたため、抽選後は、選択する学校または就学指定校のどちらかに入学することになるため、学級編制の確定、教員の配置が早期に決定するようになった。

- ⑦ 江東区立小学校に在籍している中学校新1年生の対象者には、小学校を通じて学校選択希望票と学校ガイドを配布し、指定校や私立中学校を希望する場合も含め、全員が学校選択希望票を提出することとする。これにより私立中学校への入学希望の情報を得ることができ、補欠登録者の入学許可を早期に確定することが可能になった。

また、小学校新1年生対象者等には保護者あてに郵送し、学校選択希望者は、専用封筒で締切日までに提出することとした。

3 実績と傾向

これまでの学校選択制の実績は、表1のとおりである。中学校において学校選択制を利用して入学した実績値が平成20年度以降は減少している。これは、平成17～19年度は、学校選択制において就学指定校変更を一部内包するものとなっていたが、平成20年度からは制度を明確に分離したことによる。また、受け入れ人数が少ないにもかかわらず、一部の学校に希望が集中したことも要因として考えられる。

しかしながら、平成20年度に比べ、平成21年度は小・中学校ともに希望者数が増加し、それに伴い抽選を実施する学校は増加している（表2）。学校選択制の見直しに伴いマスコミによる報道が多くなったことや、中学校に関しては、区立小学校在籍者全員に学校選択希望票を配布・回収したことにより、学校選択制がこれまで以上に広く周知されたためと思われる。

(表1) 学校選択制の実績

年度	小学校				中学校			
	入学児童数	利用者数	割合	対前年度比	入学生徒数	利用者数	割合	対前年度比
17	3,045人	625人	20.5%	1.0増	2,135人	731人	34.2%	4.9増
18	3,094人	668人	21.6%	1.1増	2,134人	736人	34.5%	0.3増
19	3,180人	623人	19.6%	2.0減	2,265人	815人	36.0%	1.5増
20	3,348人	683人	20.4%	0.8増	2,184人	768人	35.2%	0.8減
21	3,400人	666人	19.6%	0.8減	2,280人	652人	28.6%	6.6減

※17～19年度は学校選択に指定校変更の場合も含む。20年度、21年度は、学校選択のみの数値

(表2) 見直し後の希望者数と抽選実施学校数

	学校選択希望者数			抽選実施学校数		
	20年度 (A)	21年度 (B)	増減 (B-A)	20年度 (A)	21年度 (B)	増減 (B-A)
小学校	780人	811人	31人	9校	16校	7校
中学校	1,132人	1,375人	243人	7校	19校	12校

4 評価等

学校選択制導入後、7年が経過し就学時における手続きとして広く定着している。今般、過去の状況等を考慮し、保護者や児童・生徒（新1年生）の実情に即した運用へ改善するとともに、保護者への周知を徹底したことにより、平成20年度に比べ学校選択の希望者も増加し、学校選択制への関心を高めることができた。

その反面、抽選実施校の増加により就学校の決定が遅れることや、小学校の徒歩通学の範囲に関する保護者等からの問い合わせも多くあり、事務作業が増加するケースもあった。今後はこのような課題への対応を図りつつ、さらに家庭・地域・学校のニーズ、実態に合った運用に改善していくことが必要であると考えます。

— 本事例の問い合わせ先 —
 江東区教育委員会 学務課
 TEL 03-3647-9111